



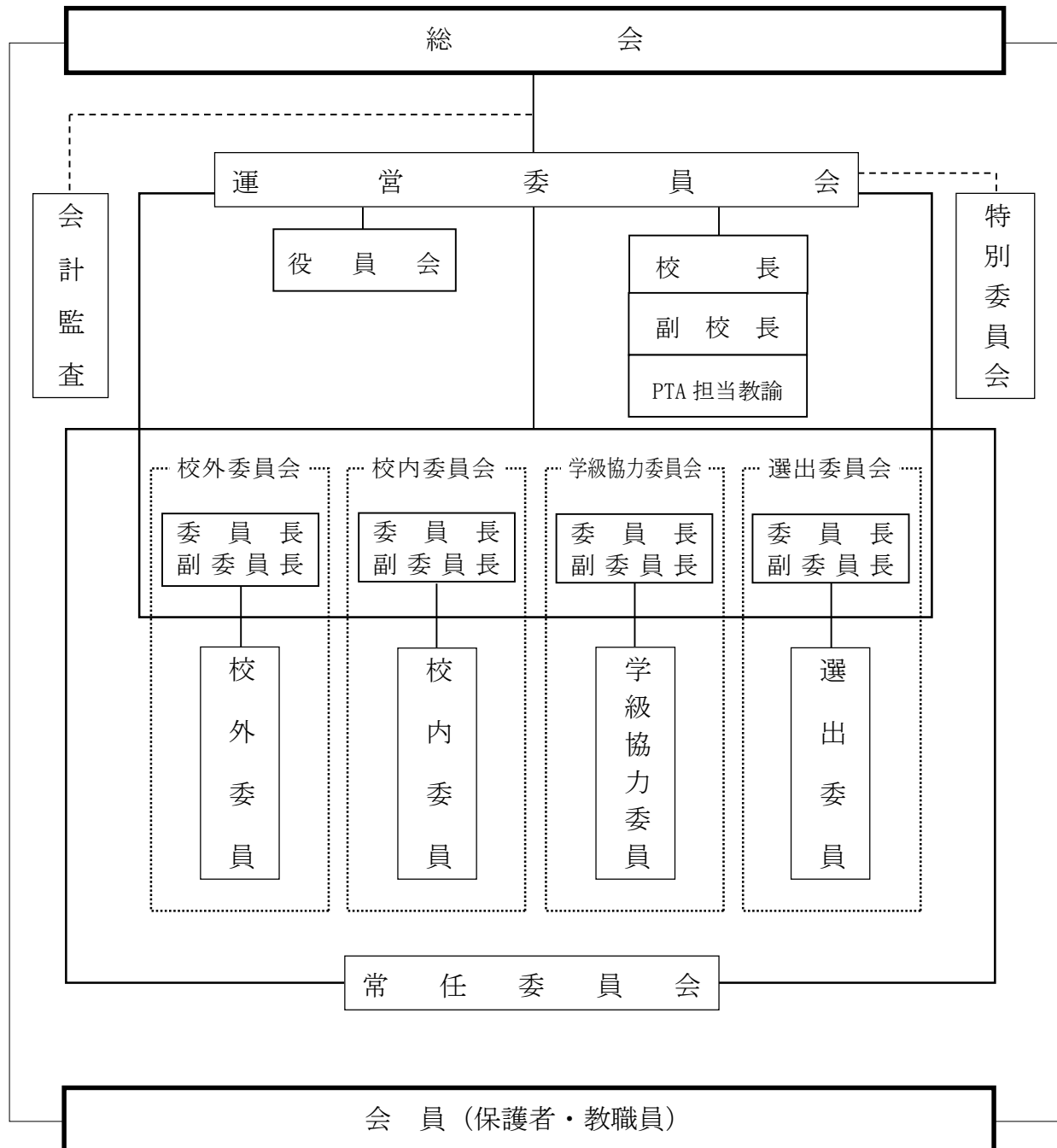
要 保 管

横浜市立青葉台小学校 P T A 規約





横浜市立青葉台小学校 P T A 組織図



横浜市立青葉台小学校PTA規約

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は横浜市立青葉台小学校PTAといい、事務所を青葉台小学校に置きます。

第 2 章 目的および活動

第 2 条 この会は家庭と学校と社会で子どもたちが、幸福な成長をするよう保護者と教職員が協力するための集まりです。

第 3 条 そのために次のことをします。

1. よい保護者・よい教職員に成長しあうための活動
2. 会員相互の親睦と理解を深めるための活動
3. 子どもの生活環境をよくするための活動
4. 教育環境の充実や校外環境をよくするための活動

第 3 章 方針

第 4 条 この会は次の方針にしたがいます。

1. 教育を本旨とする民主的団体です。
2. 自主独立のもので、他の団体の支配統制干渉はうけません。
3. 特定の政党や宗教にかたよらず、もっぱら営利を目的とする行為は行いません。
4. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しません。
5. 子どもたちの教育・福祉のために活動する団体や機関と協力します。
6. 学校の人事、その他管理には干渉しません。

第 4 章 会員

第 5 条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者と本校の校長やその他の教職員です。

第 6 条 この会の会員はすべて平等の義務と権利を有します。

第 5 章 会計

第 7 条 この会の会計は会費その他の収入によってまかなわれます。

第 8 条 この会の会費は1世帯につき月額250円、12ヶ月分とします。

第 9 条 この会の会計は総会で議決された予算にもとづいて行われます。

第10条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければなりません。

第11条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までです。

第 6 章 役員会

第12条 この会は、会員または当該年度加入を希望する保護者のうちから原則次の役員をおくことができます。

代表3名（保護者）

副代表2名（保護者）

書記2名（保護者と教職員）

会計2名（保護者と教職員）

- 第13条 役員の仕事は次の通りです。
1. 代表は、この会を代表し、総会や運営委員会を招集します。また各委員会の一員として出席し、意見を述べることができます。
 2. 副代表は代表を助け、代表不在のときはその代理をします。また総会や運営委員会の議事を正確に記録し、会合の通知をします。
 3. 書記は、報告文書の編集・管理を行います。また代表の指示にしたがいこの会の庶務を行います。
 4. 会計は、総会で決定した予算にもとづいて、会計事務を行い、翌年度第1回総会で会計監査を経た決算を報告します。
- 第14条 役員の仕事期間は原則1年です。ただし、再選を妨げないものとし、その在任期間の上限は、当該役員の子どもの本校に在籍している期間までとします。
- 第15条 代表に欠員ができたときは、必要に応じて副代表が昇格しますが任期は前任者の残任期間です。
- 第16条 代表以外の役員に欠員ができたときは、必要に応じて運営委員会がこれを補充し、会員に報告しますが、任期は前任者の残任期間です。
- 第17条 役員の仕事方法は細則によります。

第7章 会計監査

- 第18条 この会の会計を監査するため、3名の会計監査をおきます。
- 第19条 学期ごとに会計を監査し、その結果を翌年度第1回総会に報告します。ただし、必要に応じて会計監査を行うことができます。
- 第20条 会計監査の仕事期間は1年とします。
- 第21条 会計監査の仕事方法は細則によります。

第8章 総会

- 第22条 総会は本会の最高議決機関です。
- 第23条 定期総会は年度初めと年度末に行い、年度末は書面総会とします。
- 第24条 総会では次の事項を審議します。
1. 年度初めの総会
 - (1) 前年度の事業、決算監査等の報告およびその承認
 - (2) 本年度の活動計画案、予算案およびその他議事等の審議・承認
 - (3) 役員・委員等の紹介
 - (4) その他、会員に諮りたいこと、報告事項
 2. 年度末の総会
 - (1) 新年度の役員および会計監査等の選出・承認
 - (2) 本年度の活動中間報告および会計中間報告
 - (3) その他、会員に諮りたいこと、報告事項
- 第25条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の10分の1以上の要求があったとき開かれます。
- 第26条 総会は委任状を含めて全会員の5分の1以上の出席を必要とし、議事は出席者の過半数で決めます。書面総会の議事は全会員の過半数の承認をもって決めます。

第 9 章 運 営 委 員 会

- 第 27 条 運営委員会は、総会に次ぐ議決・連絡機関です。
- 第 28 条 運営委員会は役員・各常任委員長・副委員長、および校長・副校長・PTA担当の教職員で構成されます。その他に特別委員会代表等、役員会が必要と認めた者も会議に参加することができます。
- 第 29 条 毎月 1 回開くことを原則とします。
- 第 30 条 運営委員会は次の事を行います。
1. 活動計画および予算の立案
 2. 総会に提案する議案や報告書の作成
 3. 各委員会の連絡調整
 4. 次年度会計監査の指名
 5. 特別委員会の設立と承認
 6. 細則の制定および改廃
 7. その他総会で委任された事務の処理
 8. 緊急を要する問題は運営委員会の責任において執行し、後日総会に報告します。
- 第 31 条 運営委員会は前条に定めるもののほか、会計監査・特別委員会の権限を除く事務を処理します。
- 第 32 条 運営委員会は委員の半数以上の出席を必要とし、議決は出席委員の多数決によります。
- 第 33 条 臨時運営委員会は代表が必要と認めたとき、または運営委員の 4 分の 1 以上の要求があったときに開かれます。
- 第 34 条 運営委員に欠員が生じた場合、運営委員会で検討します。
- 第 35 条 運営委員の選出方法は細則によります。

第 10 章 常任委員会および特別委員会

- 第 36 条 この会の目的および方針にしたがい、次の常任委員会を置きます。
1. 校外委員会
 2. 校内委員会
 3. 学級協力委員会
 4. 選出委員会
- 第 37 条 各常任委員会に所属する委員は、会員または当該年度加入を希望する保護者から選出します。
- 第 38 条 各委員会には委員長・副委員長をおきます。
1. 各委員会は年度初めに活動計画案を作り、総会において承認された計画に基づいて活動を進めます。
 2. 委員長はその委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐します。
 3. 各委員会は、会員の要請があれば傍聴を認めます。
- 第 39 条 各委員会の委員長・副委員長の選出方法は細則によります。
- 第 40 条 校外委員会は、児童の登下校の安全を守るための活動を行います。またスクールゾーンを中心とした登下校の安全対策を学区全体で管理します。

第41条 校内委員会は、学校、児童、地域の方々の交流をはかるため、校内における活動の企画、運営をします。また学校やPTA活動の様子や成果を広く会員に紹介するための広報活動を行います。

第42条 学級協力委員会は、学校生活支援や学級内での保護者間の交流を深めるための活動を行います。

第43条 選出委員会は役員および会計監査、各委員の選出を行います。

第44条 特別な活動が必要なときは、特別委員会を設けることができます。会員および役員会、各委員会は、特別委員会の設立を要請することができます。

第11章 細 則

第45条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経てきめます。

第46条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければなりません。

第12章 改 正

第47条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできません。改正案は前もって全会員にしらせておかねばなりません。

第13章 リ コ ー ル 制

第48条 役員が、この会の目的および活動方針に反した場合には、会員は次の事項を行うことができます。

1. 会員の6分の1以上の署名があった場合、リコール総会（臨時総会）を開催することができます。
2. 役員リコールに関して会員より要請があった場合、総会開催前に要請者・運営委員等の話し合いによって、リコール要請の事実の解明を行います。

第14章 設 立 年 月 日

第49条 設立年月日 昭和47年 2月 4日

この規約は、この規約の定められた時点において、よりよく適切であろうとしたにすぎない。すべての規約は、弊害、不便など生じた場合ただちに改正しよう。そのためにも不断の検討をおこたらず、常により適切な規約であるよう心掛けたい。

施 行	昭和47年 2月 4日	一部改正	平成21年 2月24日
一部改正	昭和49年11月18日	一部改正	平成24年 2月16日
一部改正	昭和54年 3月13日	一部改正	平成25年 2月21日
一部改正	昭和59年11月28日	一部改正	平成25年11月 6日
一部改正	昭和62年 3月11日	一部改正	平成26年 2月20日
一部改正	平成 5年 3月 8日	一部改正	平成27年11月25日
一部改正	平成 6年12月19日	一部改正	平成28年 5月23日

一部改正 平成 8年 5月 27日
一部改正 平成 13年 5月 14日
一部改正 平成 14年 11月 27日
一部改正 平成 15年 12月 11日
一部改正 平成 19年 2月 13日

一部改正 平成 29年 3月 1日
一部改正 平成 29年 5月 22日
一部改正 令和 4年 2月 28日
一部改正 令和 5年 2月 20日
一部改正 令和 8年 2月 24日

細 則

第 1 章 役 員

- 第 1 条 役員の選出は選出委員会を選出機関とし、次の方法で行います。
1. 会員または当該年度加入を希望する保護者の中から原則役員候補者7名を選出します。
 2. 年度末の総会で役員候補者を報告し承認を得ます。
- 第 2 条 役員の業務遂行は、役員本人によって行うものとします。
- 但し、代表の業務については、夫婦連名で遂行できるものとし、その場合についても第1条2号の条件を満たす必要があります。

第 2 章 運営委員および常任委員

- 第 3 条 常任委員会の構成は原則次のとおりです。
1. 校外委員会は、委員長1名、副委員長1名、校外委員、教職員で構成されます。
 2. 校内委員会は、委員長1名、副委員長1名、校内委員、教職員で構成されます。
 3. 学級協力委員会は、委員長1名、副委員長1名、学級協力委員、教職員で構成されます。
 4. 選出委員会は、委員長1名、副委員長1名、選出委員、教職員で構成されます。
- 第 4 条 常任委員の選出は選出委員会を選出機関とし、次の方法で行います。
1. 校外委員会は、原則4月末までに会員または当該年度加入を希望する保護者より、校外委員の必要人数を選出します。
 2. 校内委員会は、原則4月末までに会員または当該年度加入を希望する保護者より、校内委員の必要人数を選出します。
 3. 学級協力委員会は、原則4月末までに会員または当該年度加入を希望する保護者より、学級協力委員の必要人数を選出します。
 4. 選出委員会は、原則4月末までに会員または当該年度加入を希望する保護者より、選出委員の必要人数を選出します。

- 第 5 条 運営委員の選出は次の方法で行います。
1. 校外委員会は、原則4月末までに委員長1名、副委員長1名を選出します。
 2. 校内委員会は、原則4月末までに委員長1名、副委員長1名を選出します。
 3. 学級協力委員会は、原則4月末までに委員長1名、副委員長1名を選出します。
 4. 選出委員会は、原則4月末までに委員長1名、副委員長1名を選出します。
- 第 6 条 運営委員および常任委員の任期は原則1年とします。但し再選を妨げないものとし、その期間は児童が青葉台小学校に在籍している間とします。
- 第 7 条 常任委員は、次の役務を分担します。
1. 校外・校内・学級協力・選出

第 3 章 会 計 監 査

- 第 8 条 会計監査の選出は選出委員会を選出機関とし、次の方法で行います。
1. 選出委員会は、役員会を除く運営委員会より3名の次年度会計監査を選出し、年度末の総会で報告します。

第 4 章 校 外 委 員 会

第 9 条 委員長，副委員長に欠員が出た場合は，必要に応じて，校外委員会の常任委員から補充します。いずれの場合も任期は前任者の残任期間です。

第 5 章 校 内 委 員 会

第 10 条 委員長，副委員長に欠員が出た場合は，必要に応じて，校内委員会の常任委員から補充します。いずれの場合も，任期は前任者の残任期間です。

第 6 章 学 級 協 力 委 員 会

第 11 条 会員または当該年度加入を希望する保護者より学級 P T A の運営等の活動をする学級協力委員を選出します。

第 12 条 学級協力委員に欠員が出た場合は，必要に応じて補充します。任期は前任者の残任期間です。

第 13 条 委員長，副委員長に欠員が出た場合は，必要に応じて，学級協力委員会の常任委員から補充します。いずれの場合も任期は前任者の残任期間です。

第 7 章 選 出 委 員 会

第 14 条 委員長，副委員長に欠員が出た場合は，必要に応じて，選出委員会の常任委員から補充します。いずれの場合も任期は前任者の残任期間です。

一部改正	昭和 53 年 2 月 20 日	一部改正	平成 19 年 2 月 13 日
一部改正	昭和 55 年 3 月 21 日	一部改正	平成 21 年 2 月 24 日
一部改正	昭和 55 年 11 月 19 日	一部改正	平成 24 年 2 月 16 日
一部改正	昭和 58 年 12 月 12 日	一部改正	平成 25 年 2 月 21 日
一部改正	昭和 59 年 11 月 28 日	一部改正	平成 25 年 11 月 6 日
一部改正	昭和 62 年 3 月 11 日	一部改正	平成 26 年 2 月 20 日
一部改正	平成 5 年 3 月 8 日	一部改正	平成 28 年 2 月 23 日
一部改正	平成 6 年 12 月 19 日	全部改正	平成 29 年 3 月 1 日
一部改正	平成 8 年 5 月 27 日	一部改正	令和 4 年 2 月 10 日
一部改正	平成 13 年 5 月 14 日	一部改正	令和 5 年 2 月 20 日
一部改正	平成 14 年 11 月 27 日	一部改正	令和 6 年 9 月 24 日
一部改正	平成 15 年 12 月 11 日	一部改正	令和 8 年 3 月 24 日

横浜市立青葉台小学校PTA慶弔規定

第 1 条 この規定は青葉台小学校PTAの会員及び児童に対する慶弔について定める。

第 2 条 慶弔・見舞金は、次の区分により贈る。

1. 祝い金

卒業記念品

2. 弔慰金

保護者会員・児童・教職会員

10000円

学校関係者

都度協議決定

(花輪・生花等については都度協議決定)

3. 餞別

教職会員の転・退職

3000円相当の花束等

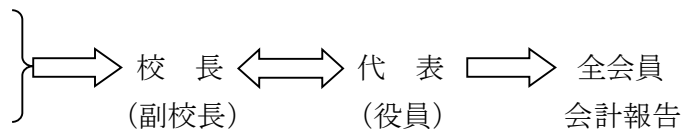
第 3 条 この規定に掲げられていない事項については役員会で協議・決定し、後日運営委員会に報告する。

第 4 条 この慶弔規定を制定または改廃する場合は運営委員会の議決を経て行い、次期総会に報告する。

この規定は下記のように実施します。

教職員

保護者と児童 ⇒ 担任



上記以外にも運営委員会が必要と認める場合はこの限りではない。

施行	昭和47年	1月12日	一部改正	平成8年	5月27日
一部改正	昭和54年	6月25日	一部改正	平成14年	11月13日
一部改正	昭和60年	4月1日	一部改正	平成15年	7月14日
一部改正	平成3年	4月1日	一部改正	平成19年	2月13日
一部改正	平成5年	3月8日	一部改正	平成24年	2月16日
一部改正	平成7年	3月8日	一部改正	平成29年	3月1日
			一部改正	令和8年	3月24日

弔慰金 申告書

会 員 名			
亡くなられた方の氏名		会員との続柄	
郵 送 先	〒 —		
電 話 番 号			

※この弔慰金につきまして、一切の返礼をしないものとさせていただきます。

キリトリセン